

豊島区職員措置請求監査結果

(訴訟委任契約に係る住民監査請求)

平成31年2月

豊島区監査委員

《注》

1. 請求人の法人所在地、法人名及び代表者名は、個人情報保護の観点から省略又は仮名表記とした。
2. 個人名等は、個人情報保護の観点から仮名表記とした。

第1 請求の受付

1. 請求人

法人所在地（省略）

法人名（省略） 取締役 X

2. 請求の受理

請求人から平成30年12月11日付で別紙1のとおり提出された豊島区職員措置請求書（以下、「請求書」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、平成30年12月12日付で受理した。

3. 請求の要旨

A弁護士は、請求人の取締役Xが当事者となった訴訟において、Xの対立当事者である豊島区職員等からの訴訟代理権を証明する訴訟委任状を偽造し（有印私文書偽造）、無報酬にて同職員らの訴訟委任を受けた（贈賄）犯罪者である。

Xが豊島区を被告として訴えた訴訟において、豊島区長が、同弁護士が上記の犯罪者であることを知ったうえで同弁護士と訴訟委任契約を締結したことは、違法又は不当である。また、豊島区と同弁護士との訴訟委任契約は単価契約で行われているが、弁護士との訴訟委任契約を単価契約で行うことは、違法又は不当である。

豊島区長が、違法又は不当な訴訟委任契約に基づき、同弁護士に対して弁護士報酬を支払ったことは、違法又は不当である。また、依頼した訴訟事件に関する訴訟書類一式が返還されていないにもかかわらず、弁護士報酬を支払ったことは、違法又は不当である。

よって、豊島区長に対して、①同弁護士との委任契約に対する契約の解除、無効の確認、取り消しなどの措置、②豊島区が被った損害（弁護士報酬額の支払い）を補填するための必要な措置を求める。

第2 監査の実施

1. 監査の対象

（1）監査対象事項

監査対象事項は次の①、②及び③とした。

- ① 平成29年4月21日付29契約第775号及び平成30年4月1日付30契約第454号により豊島区と同弁護士が締結した訴訟委任契約（以下「本件契約」という。）の締結は違法又は不当な契約にあたるか。
- ② 平成30年2月1日付29豊総総発第1409号及び平成30年4月9日付30豊総総発第90号の決定により同弁護士に支払われた「支出命令特定事案解決のための訴訟委任（単価契約）」に係る経費の支出（以下「本件支出」という。）は違法又は不当な公金の支出にあたるか。
- ③ 本件契約について、契約の解除、無効の確認、取消し等の措置をする必要があるか。また、本件契約及び本件支出によって豊島区は損害を被っているか。損害を被っている場合は、それを補填するための措置を講じることが必要であるか。

(2) 監査対象部局

総務部総務課及び総務部契約課を監査対象部局とした。

2. 調査

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を付与したが、請求人の陳述は行われなかった。

請求人から平成31年1月6日付で別紙2のとおり「豊島区職員措置請求(30豊監収第21号)に対する陳述書」(以下「陳述書」という。)が提出された。

平成31年1月18日付で請求人より陳述書の一部訂正書が提出された。

なお、陳述書(別紙2)は、陳述書の一部訂正書による訂正内容を反映している。

(2) 関係人に対する調査

本件監査の関係人に対して、同弁護士へ訴訟委任をした事実の有無及び弁護士報酬支払事実の有無について調査を実施した。

(3) 監査対象部局からの弁明書及び関係書類の提出

監査対象部局から関係書類の提出を受けるとともに、別紙3及び別紙4のとおり本件請求に対する弁明書の提出を受けた。

なお、監査対象部局からの陳述は行われなかった。

第3 監査の結果

1. 主文

本件請求を棄却する。

2. 理由

(1) 認定事実及び判断

① 本件契約の締結について

ア 本件契約が有印私文書偽造罪又は贈賄罪を犯した弁護士と締結したものであることを理由とする違法又は不当性の主張について

同弁護士が、Xが当事者となった訴訟において、対立当事者である豊島区職員等からの訴訟代理権を証明する訴訟委任状を偽造した事実は認められない。

なぜなら、請求人が偽造文書として提出した訴訟委任状(写し)は裁判所によって受理されたこと、同委任状が受理されたことにより同弁護士が訴訟代理人として訴訟行為を行っていたこと、訴訟代理権の証明は裁判所による職権調査事項であること、さらには、Xを被告とする訴訟における裁判所の判断(例えば、東京地方裁判所平成28年(ワ)第10198号平成28年8月18日判決)に照らすと、同弁護士が訴訟委任状を偽造したとの事実は到底認められない。そもそも、仮に、訴訟委任状の作成において委任者が自署しておらず、委任者の住所として勤務先の住所が記載されていたとしても、それ故に、私文書偽造罪が成立するものでない。請求人がこの点を根

拠として偽造文書であることを主張しているものとするれば、これは請求人の誤解と言わざるを得ない。

また、同弁護士が公務員である豊島区職員から無報酬にて訴訟委任を受けたとの請求人の主張についても、関係人に対する調査により、同弁護士に対して有償で訴訟委任契約を締結していたことが認められる。同弁護士に贈賄罪の成立も認められない。

イ 本件契約が単価契約として締結されたことを理由とする違法又は不当性について
本件契約は、豊島区契約事務規則に基づき適正な手続きを経て締結されており、「単価契約」として締結されたことも、事案の内容（経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情）に照らして、適正かつ妥当なものである。

ウ よって、本件契約の締結は、いずれの点においても、違法又は不当とは認められない。

② 本件支出について

ア 本件契約の締結の違法又は不当を理由とする本件支出の違法又は不当性について
前述の通り、本件契約の締結が違法又は不当ではないことから、前提を欠く。

イ 委任した訴訟の終了後の訴訟書類一式の返還がなされていない段階での本件支出の違法又は不当性について

本件支出に際しては、本件契約及び豊島区会計事務規則に基づき、判決言い渡し又は不出頭による終結後、同弁護士の業務が完了したことを確認し、同弁護士からの請求書を徴取したうえで、適正な手続きによってなされていることが認められるのであって、違法又は不当ではない。

ウ よって、本件支出は、いずれの点においても、違法又は不当とは認められない。

(2) 結論

以上のことから、本件契約の締結及び本件支出には、いずれも違法又は不当な点は認められず、その余の点について判断するまでもなく、請求人の主張には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

豊島区職員措置請求書

第 1. 請求の要旨

Xは豊島区に対し訴訟を提起したが、区長Pは、区長本人及び豊島区職員の不法行為等を隠蔽するために、違法な行為によりXの全財産を奪ったA弁護士との間で訴訟委任契約を交わし、A弁護士が訴訟書類一式を豊島区に返還されていないにも関わらず、公金を使用して弁護士報酬を支払った。

豊島区長はA弁護士が犯罪者と知ったうえで、豊島区と契約を締結し、公金を使用することは、違法又は不当な行政執行である。

請求人は、①豊島区と犯罪者A弁護士との委任契約に対する契約の解除、無効の確認、取り消しなどの措置、②豊島区が被った損害（弁護士報酬額の支払い）を補填するための必要な措置を求める。

A弁護士は犯罪者である事実は、下記第 2、第 3 に記載のとおりである。

第 2. A 弁護士の弁護士報酬額の情報公開請求

1. Xが豊島区に対して訴訟を提起したそもそもの原因は、豊島区民社会福祉協議会（豊島区運営）の専門相談員B弁護士が豊島区の申立てにより豊島区民（94歳の認知症女性）の成年後見人になり、女性の土地付き建物を売却（横領）するため、建物の一部を賃借して事業を営んでいた会社（女性が株式を100%保有）をQ法律事務所所長Cと共に、女性のお金を流用して法務局に対し虚偽の解散登記を申請し、その上で破産の手続きの申立てをして会社を潰したことである。女性は、会社設立当初から勤めていた従業員のため会社を潰すことに泣きながら反対の意思表示をしたが、B弁護士及びC弁護士は、被後見人女性の意思などお構いなく、弁護士という名を用いて違法行為をやりたい放題である。女性のお金を流用することは財産を横領することであり、会社を潰すことは、女性の財産を毀損することである。
2. Xは、女性の会社を30年以上税理士として関与をしてきて、これはおかしいということで、豊島区、豊島区民社会福祉協議会に相談に行ったが、20回以上も警察に通報（けんかをしているとか、不法侵入・不退去罪とかの理由で）されるなどして全く相手にされなかった。逆に、B弁護士及びB弁護士の元同僚のA弁護士によって、相談に行った行為が警察に通報されるほどの犯罪的なもので、営業妨害、名誉棄損、信用棄損との理由で、訴訟を提起された。
3. B弁護士は裁判に勝訴するため、豊島区民社会福祉協議会に囑託された調査囑託の回答書を偽造しXを犯罪者に仕立て、裁判で勝訴を得た。A弁護士は、豊島区職員及び豊

島区民社会福祉協議会役職員の訴訟委任状を偽造して訴訟当事者に成り済まして虚偽の訴訟を提起し、B弁護士が作成した虚偽の調査嘱託の回答書や警察に多数通報されたことを証拠として裁判に提出して勝訴を得た。両弁護士は、卑劣かつ違法な手段を用いてXを敗訴に追い込み、強制執行により唯一の財産であった区分マンションを奪った。また、Xは、犯罪者の汚名を着せられたうえ、全ての財産を失ったことにより、廃人同様の悲惨な生活を強いられている。

4. 94歳の女性、会社を潰された従業員（職を失い失意のどん底にある）、Xの人権・生命・財産を取り戻すため豊島区に対して複数の国家賠償請求事件の訴訟を提起した。豊島区は下記の事項の事実が判明することをおそれて、A弁護士に訴訟委任するしかなかった。

- ① 豊島区職員Eが調査嘱託の偽造文書に関与していること
- ② 同職員E・Dが虚偽の訴訟提起によりXの全財産を奪ったことに関与していること
- ③ 同区長P及び副区長Nが無契約・無報酬にてA弁護士に訴訟委任していること
- ④ 同職員E、D、F、G、H、I、Jが無契約・無報酬にてA弁護士に訴訟委任していること

5. Xは、豊島区は公金の支出を伴う訴訟委任を、偽造・ねつ造、詐欺、横領を専門とするA弁護士にすることは絶対に有り得ないと思い、訴訟委任契約書等の情報公開請求を行った。しかし、実際は、豊島区はA弁護士に訴訟委任し、A弁護士に弁護士費用として公金を流用していた。

6. 契約金額（弁護士費用）を公開すると豊島区、同区長P、同職員、A弁護士にとってきわめて不都合な事実が判明することになるので、弁護士報酬額の非公開とする処分をした。

第3. A弁護士は犯罪者であること

1. A弁護士は、豊島区職員Dの訴訟委任状を偽造して、A弁護士の元同僚B弁護士が偽造した調査嘱託の回答書をもって、Xの全財産を奪ったこと。訴訟委任状の偽造に関しては職員Dに、偽造調査嘱託の回答書に関しては職員Eに確認を取れば容易に分かる事実である。

2. Xが、P N E D F G H I Jに訴訟を提起したが、A弁護士は無報酬にて受託したこと。公務員に対し経済的利益を供与することは、違法な行為である。無報酬にて委任している事実は、各人に確認を取れば容易に分かることである。

3. A弁護士は、豊島区民社会福祉協議会役職員の訴訟委任状を偽造又は無報酬にて受託していること。豊島区民社会福祉協議会の役職員全員に確認を取れば容易に分かることである。

第4. 結語

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

以上

添付書類

- 資料1 委任契約書（2件）
- 2 支出証明書（2件）
- 3 偽造訴訟委任状（D）
- 4 偽造調査囑託の回答書（E）

《注》

添付書類は省略した。

豊島区職員措置請求（30豊監収第21号）に対する陳述書

第1. 地方公共団体としての契約とは

地方公共団体としての契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務・事業の目的達成の手段として締結されるものであり、また、これらの契約の多くは、公金の支出を伴うこと等から、その契約手続等について極めて公共性が要求されるものとなっている。このことから、一般的に適用される私法とは別に、公益目的遂行のための一定の規制が必要であり、また規律を維持して契約担当職員の恣意を防止することが必要となる。

契約の3原則として、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」があげられ、これらを兼ね備えた契約が、適正な契約をいうことがいえる。

地方自治法上では、より効果的に公益を図る目的から、その契約方法として、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の4つの方法に限定し、さらに、地方公共団体の規則等でその手続きを定め、契約の公正性、経済性、適正履行の確保を図っているところである。

第2. A弁護士は、訴訟委任状を偽造して、請求人の全財産を奪った犯罪者であること

1. 豊島区民社会福祉協議会（社協）が調査嘱託の回答書（資料4）を偽造したことに
関してXは、社協名誉会長兼豊島区長P及び社協理事兼豊島区職員Dに訴訟を提起したが、
A弁護士は、P及びDとの間で訴訟委任契約書を作成することもなく、Pのゴム印の署
名、Dの署名偽造による訴訟委任状（資料5）を作成したこと。P及びDは、A弁護士
に弁護士報酬を支払っていない。また、A弁護士は、P及びDと委任契約をしていない
こと、弁護士報酬を受け取っていないことにより、両名に対し、訴訟関係書類を一切返
還していないこと。

①区長P 他65件

②区職員D 他39件

2. 社協が調査嘱託の回答書を偽造したことに
関してXは、社協及び社協役職員に訴訟を
提起したが、A弁護士は、訴訟委任契約書を作成することもなく、訴訟委任状（資料6）
を偽造した。また社協及び社協役職員は、弁護士報酬を支払っていないこと。A弁護士
は、社協らと委任契約を締結していないこと、弁護士報酬を受け取っていないことによ
り、社協らに訴訟関係書類を一切返還していないこと。

①豊島区民社会福祉協議会

②社協理事長 K

③社協理事 L（元豊島区職員） 他6件

④社協職員（豊島区職員）E 他5件

⑤社協職員 M 他3件

3. 社協が調査嘱託の回答書を偽造したことにに関してXは、社協理事に訴訟を提起したが、A弁護士は、訴訟委任契約書を作成することもなく、各理事の署名を偽造した訴訟委任状（資料7）を作成したこと。各理事は、訴訟委任状を作成していないのであるから、当然に弁護士報酬を払うことはない。A弁護士は、訴訟委任状を偽造しているため、訴訟関係書類を返還することはない。

- ①R₁ 他14件
- ②R₂ 他9件
- ③R₃ 他11件
- ④R₄ 他20件
- ⑤R₅ 他9件
- ⑥R₆ 他9件
- ⑦R₇ 他9件
- ⑧R₈ 他4件
- ⑨R₉ 他10件
- ⑩R₁₀ 他6件
- ⑪R₁₁ 他9件
- ⑫R₁₂ 他7件
- ⑬R₁₃ 他12件
- ⑭R₁₄ 他2件
- ⑮R₁₅ 他5件
- ⑯R₁₆ 他7件
- ⑰R₁₇ 他4件

第3. 訴訟委任状（数百件）を偽造するA弁護士との契約は違法であること

地方公共団体としての契約は、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」が要求されるものであり、これらを兼ね備えた契約が、適正な契約である。豊島区は、区長P及び区職員Dの不法行為による国家賠償請求事件に対し、事件に全く関係のない弁護士に訴訟委任をすべきところ、P及びDの訴訟委任状を偽造した事件の中心人物であるA弁護士に訴訟委任をしたことは、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」が要求される公共性及び適正な契約に反する違法又は不当な契約である。

第4. 報酬の単価契約は、公共性・公正性を欠く違法な契約である

委任契約書（資料1）第1条に「甲（豊島区）は乙（A弁護士）に対し、次の事件等の処理を委任し、乙はこれを受任する。（1）事件の相手方（請求人）」とあり、弁護士報酬の具体的な金額は、個別具体的な事案の客観的事情を基に、弁護士と委任者との協議によって決定されるべきところ、個別具体的な事案の客観的事情を考慮せず、弁護士報酬額を単価契約とすることは、公共性・公正性を欠く違法な契約である。

第5. 訴訟関係書類を返還しないこと

請求人は、豊島区職員に訴訟関係書類は何処に保管されているのかを聞いたところ、豊島区役所には保管されていない。これにより、A弁護士は、豊島区に対し、訴訟関係書類

を返還していないことが分かる。

訴訟事件が終了し、訴訟関係書類を全て返還した時に、初めて契約の履行が終了するものである。豊島区は、契約の履行が終了していない段階で、弁護士報酬として公金を使用することは、不正使用である。

第6．結語

公金の支出を伴う契約を締結するときは、公益目的遂行の観点から、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」が兼ね備えた契約をすべきところ、犯罪者であるA弁護士と訴訟委任契約をすることは、公共性、社会正義に反する違法な契約である。訴訟委任状を偽造するA弁護士に公金を使用することは、公金の不正使用にあたる。また、契約の履行が終了していないにも関わらず、公金を使用することも公金の不正使用にあたる。

よって、請求人は、①豊島区とA弁護士との委任契約に対しての契約の解除、無効の確認、取り消しなどの措置、②豊島区が被った損害（弁護士報酬額の支払い）を補填するための必要な措置を求める。

以上

添付書類

資料5	訴訟委任状	2件
6	訴訟委任状	5件
7	訴訟委任状	17件

《注》

添付書類は省略した。

住民監査請求に関する弁明書

1. 弁明の趣旨

「本件請求を棄却する。」との決定を求める。

2. 豊島区職員措置請求書記載事実の認否

請求人が提出した、平成30年12月11日付け豊島区職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の記載事実について、次のとおり、認否する。

「第1. 請求の要旨」のうち、次に掲げる記載事実については認め、その余の記載事実は、争う。

- ① 請求人の取締役Xが、本区に対し訴訟を提起したこと。
- ② 本区が、A弁護士との間で訴訟委任契約を交わしたこと。
- ③ 本区が、A弁護士に対して、公金を使用して弁護士報酬を支払ったこと。

「第2. A弁護士の弁護士報酬額の情報公開請求」のうち、次に掲げる記載事実については認め、その余の記載事実は、不知。

- ① Xが、訴訟委任契約書等の情報公開請求を行ったこと。
- ② 本区が、A弁護士との間で訴訟委任契約を交わしたこと。

「第3. A弁護士は犯罪者であること」の記載事実については、不知。

3. 請求人の主張及び主張に対する弁明について

(1) 請求人の主張

請求人は、おおむね次のように主張していると思われる。

- ① B弁護士は、裁判所より豊島区民社会福祉協議会に嘱託された調査嘱託の回答書を偽造し、Xとの裁判で勝訴を得た。
- ② A弁護士は、豊島区職員及び豊島区民社会福祉協議会役職員の訴訟委任状を偽造し訴訟当事者に成り済まして虚偽の訴訟を提起し、Xとの裁判で勝訴を得た。
- ③ Xは、人権・生命・財産を取り戻すため、豊島区に対して複数の国家賠償請求事件の訴訟を提起した。
- ④ 豊島区は、区職員が調査嘱託の偽造及び虚偽の訴訟提起に関与したこと並びに無契約・無報酬でA弁護士に訴訟委任したことが判明することを恐れて、A弁護士に訴訟委任し、公金を流用した。
- ⑤ A弁護士は犯罪者であり、豊島区とA弁護士の訴訟委任契約の解除、無効の確認、取消し等の措置及び豊島区が被った損害を補填するための必要な措置を求める。

(2) 主張に対する弁明

請求人の主張に対して、次のとおり弁明する。

- ① 請求人は、本件請求書資料4（「調査嘱託に対する回答」と題する文書）を根拠として、B弁護士が調査嘱託の回答書を偽造したと主張していると思われるが、当該文書は、裁判所からの依頼に基づき、豊島区民社会福祉協議会が作成した文

書であり、同文書のみをもってB弁護士の偽造により同文書が作成されたとは認められない。

- ② 請求人は、本件請求書資料3（「訴訟委任状」と題する文書）を根拠として、A弁護士が訴訟委任状を偽造し訴訟当事者に成り済まして虚偽の訴訟を提起したと主張していると思われるが、当該文書は、Xから訴訟を提起されたD個人がA弁護士に訴訟委任した文書であり、同文書のみをもってA弁護士の偽造により同文書が作成されたとは認められない。
- ③ そもそも資料3及び資料4の文書は、豊島区民社会福祉協議会又はD個人が作成する文書であり、当該文書に係る訴訟について本区は当事者ではないため、同文書が偽造であることを理由にXが本区に対して訴訟を提起することは、理由がないと言わざるを得ない。
- ④ 区職員が調査嘱託の偽造及び虚偽の訴訟提起に関与し、無契約・無報酬でA弁護士に訴訟委任したとする請求人の主張には根拠がなく、本区がXから提起された訴訟について、A弁護士に訴訟委任し、公金を支出したことに違法又は不当な点はない。
- ⑤ A弁護士が犯罪者であるとする請求人の主張は、本区がXから提起された訴訟をA弁護士に訴訟委任し、支出したことの違法性とは別の問題であり、前述のとおり、当該委任契約及び支出に違法又は不当な点はないことから、当該委任契約の解除、無効の確認、取消し等の措置を行う理由とは認められない。

また、本区に対して訴訟が提起された以上、当該訴訟に精通した弁護士と相当な金額で当該委任契約を締結したことは妥当であり、同契約により本区が損害を被っている事実は認められない。

住民監査請求に関する弁明書

1. 「豊島区職員措置請求（30豊監収第21号）に対する陳述書」記載事実の認否
請求人が提出した、平成31年1月6日付け豊島区職員措置請求（30豊監収第21号）に対する陳述書と題する文書の記載事実について、次のとおり、認否する。
「第1. 地方公共団体としての契約とは」の記載事実については、認める。
「第2. A弁護士は、訴訟委任状を偽造して、請求人の全財産を奪った犯罪者であること」の記載事実については、不知。
「第3. 訴訟委任状（数百件）を偽造するA弁護士との契約は違法であること」、「第4. 報酬の単価契約は、公共性・公正性を欠く違法な契約である」、「第5. 訴訟関係書類を返還しないこと」及び「第6. 結語」の記載事実については、争う。
2. 請求人の主張及び主張に対する弁明について
 - (1) 請求人の主張
請求人は、おおむね次のように主張していると思われる。
 - ① 区長P及び区職員Dの訴訟委任状を偽造した事件の中心人物であるA弁護士に豊島区が訴訟委任をしたことは、違法又は不当な契約である。
 - ② 個別具体的な事案の客観的事情を考慮せず、弁護士報酬額を単価契約とすることは、公共性・公正性を欠く、違法な契約である。
 - ③ A弁護士は、豊島区に対し、訴訟関係書類を返還しておらず、契約の履行が終了していないため、豊島区は、契約の履行が終了していない段階で、弁護士報酬として公金を使用することは、不正使用である。
 - ④ 豊島区とA弁護士との委任契約に対しての契約の解除、無効の確認、取消し等の措置及び豊島区が被った損害を補填するための必要な措置を求める。
 - (2) 主張に対する弁明
請求人の主張に対して、次のとおり弁明する。
 - ① A弁護士が区長及び区職員Dの訴訟委任状を偽造したとする請求人の主張は根拠がなく、請求人の取締役Xから本区に対して訴訟が提起された以上、当該訴訟に精通した弁護士と相当な金額で当該委任契約を締結したことは妥当であり、違法又は不当な契約とは認められない。
 - ② 当該委任契約は、訴訟という専門性が高い分野に関する契約であり、価格競争の余地が少ないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約で契約を締結している。また、当該委任契約においては、当該訴訟事件の数量をあらかじめ確定することは困難で、一定期間内に継続して契約の履行が行われることを前提に、相当な金額で単価契約としたものであり、弁護士報酬額を単価契約とすることは違法な契約であるとする請求人の主張は根拠がない。
 - ③ 当該委任契約は、その委任契約書（29契約第775号及び30契約第454号）第2条において「甲は、訴状等が裁判所から送達され次第、乙に訴訟委任状を交付する」、第3条において「乙は弁護士法に則り、誠実に委任事務の処理にあたるものと

する」及び第4条において「乙は甲に対し、判決言渡し又は不出頭による終結後、(略)請求する」と規定している。請求人が主張する返還されていない訴訟関係書類とはどのような書類を指すのか明確ではないが、当該契約書に基づき、判決言渡し又は不出頭による終結により契約は履行されており、本区が公金をA弁護士に支出したことに違法又は不当な点はなく、公金の不正使用とは認められない。

- ④ 前述のとおり、当該委任契約及び支出に違法又は不当な点はないことから、請求人の主張は、当該委任契約の解除、無効の確認、取消し等の措置及び豊島区が被った損害を補填するための必要な措置を行う理由とは認められない。